

元

中
村

「露店改組に伴う具体的申請書」について

資料学研究第十八号（1991年3月）抜刷

資料紹介「露店改組に伴う具体的申請書」について

中 村 元

はじめに

近年、建築史や都市計画史の分野で、一九四五年の敗戦直後における日本の闇市に関する研究が進展している。⁽¹⁾この研究の進展と関わって、戦後闇市の担い手としての露店商集団についても関心が寄せられている。⁽²⁾特にかかる観点からの研究の牽引者の一人である初田香成氏は、戦後の闇市における露店商—テキヤの戦前以来の存在形態に注目しつつ研究を進めている。⁽³⁾筆者は、以上の近年の研究動向を意識した上で、「最近「戦時戦後日本社会と露店商集団—自治体公文書に残された「申請書」を手がかりとして—」と題する論文を発表した（以下、前稿）⁽⁴⁾。そこでは、筆者がこれまでフィールドとしてきた東京都（一九四三年以前は東京府）八王子市において、戦前期に無産政党に関わる一方で露店商としての社会的活動を行った人物が理事長をつとめる八王子市八幡街さかり場商業協同組合と八王子露店商業組合が一九五〇年六月に八王子市長に提出した「露店改組に伴う具体的申請書」（以下「申請書」）という史料に着目し、そこに記された露店商自身の認識を手掛かりに、戦前から戦後にかけての日本社会における露店商集團をめぐる状況を検討した。前稿では、紙幅の関係もあり右の史料の全文を紹介することは行わなかつたが、その内

容は戦後日本の闇市研究やこれと関わる露店商研究に何らかの形で裨益する部分を含むと考えられる。本稿は、以上の認識に基づいて、まず「申請書」を理解するための素材となる基礎情報、史料的性格などを整理したのち、その内容紹介するものである。

一、「申請書」の基礎情報

まず「申請書」の所在や提出主体などの基礎情報を整理しておきたい。

この「申請書」は、八王子市議会事務局で所蔵されている「昭和十六年～二十五年 請願書綴」に含まれるもので、「東京都八王子市役所 昭和25・6・19 受取」の收受印が捺された表紙及びペン書きされた十四枚の單紙で構成されている。筆者は情報公開請求により右記の綴を閲覧しその写しを入手したが、個人情報保護の観点から、「申請書」末尾に連名している正副理事長・正副組合長以外の役員の情報については非公開となっている。

本史料の提出主体は、「八王子市八幡街さかり場商業協同組合」「八王子露店商業組合」の二組織となっている。現時点では残念ながら両組織について具体的な事柄はわかつていない。ただし「申請書」の末尾には、両組織の名称の後に、理事長小島鉄広、副理事長大村扇助、組合長湯原新次郎、副組合長秋和新太郎の四名及びその他氏名非公開の八名の役員が名を連ねている。このうち小島鉄広は、戦前戦中と八王子市の露店商集団の「親分」の一人として活動した人物であり⁽⁵⁾、敗戦直後から八王子市の闇市に関わっていたことを後年の著書で書き残している⁽⁶⁾。湯原新次郎、秋和新太郎については、同じく戦前から八王子市で小島と共に活動していたことが確認できる⁽⁷⁾。大村扇助については管見の限り不明であるが、以上の理事長をはじめとする役員の経歴からは、この組織が戦前以来の八王子市の露店商集團を基礎とする」とがうかがえる。なお「八王子市八幡街さかり場商業協同組合」という名称については、彼らが営業していた場所が、市内横山町の八幡八雲神社周辺に所在したことに起因すると考えられる。敗戦直後の八王子市では、八王子駅前の広場及び三崎町通りと、甲州街道沿いの当時の中心市街地から一本北側の通りに所在する八幡八雲神社境内とその付近の道路に露店が多く出店したことが知られている⁽⁸⁾。小島の後年の回想では、敗戦直後に戦前からの露店慣行地域であった小谷横丁（現在の小谷横丁一みずき通り）に専門の露店商のみならず一般も含めて多くの出店申し込みが出されるようになり、翌一九四六年にかけ、さらに「小谷横丁信号、山本肉店前から東に直線コース、大丸デパート北裏通りを八幡神社信号までの通りの両側を、露店が埋めつくしていく—これが八王子市のヤミ市であつた」と記されている⁽⁹⁾。この点については、小島自身が当時は日本各地で同様の「ヤミ市」がみられたが、八王子市では「もともと人気（ひとけ）の少ない閑散とした道路につながる道路が、このように活用されているケースは、特殊というべきであった」と述べている⁽¹⁰⁾。八王子市は、アジア・太平洋戦争末期の一九四五年八月一日未明の米軍による空襲により市街地の八割以上が被災する壊滅的な被害を受けており、上記の露店出店地域も多くは焼け跡であるが⁽¹¹⁾、旧来の露店慣行地を軸にそこから派生する形で「ヤミ市」が形成されている点は注目される。また小島によれば、その後一九四八年頃に八幡八雲神社の境内と、八王子駅前の老舗旅館の焼け跡に「露店方式のマーケット」が作られたという⁽¹²⁾。

二、「申請書」の史料的性質と注目される点

次に「申請書」の史料的性質および注目される点について、簡単に紹介を行つておきたい。

まず申請書の提出主体については、「八王子市八幡街さかり場商業協同組合」「八王子露店商業組合」であり、その幹部として末尾に名を連ねている小島、湯原、秋和は、八王子市において戦前以来露店商の「親分」やその周辺で活動が確認できる人物であることは、先に一・で見た通りである。この点を念頭に「申請書」本文を見ると、「私共八王子露店商人及びマーケット商人は戦前戦後を通じて昨年都一円の露商団体として一般同様解散を受ける迄で約式十五年間八王子警察官内唯一の組合で有りました」(本稿で後掲している「申請書」の10頁参照)。以下のカッコ内の頁数も同様に本稿掲載の頁数を指している)、「私共数十年來の業者」(13頁)という記述が確認される。以上の点に照らせば、この「申請書」は、戦前から八王子市で活動する露店商集団のリーダー層の視点で記された史料であると位置づけられる。

その上で「申請書」を読み進めるに、その中心となる主張は、一九四九年の東京都と警視庁による都内の全露店商組合への解散指示をふまえ、それにより惹起された他地域からの業者の流入やそれによる「後は野となれ山となれ式の商業」(13頁)が八王子市の露店商や市民に及ぼした悪影響を訴え、その対処策として、改めて市内の全露店出店者を対象に、その出店を統御する「露店団体、警察署、市役所等三者から成る協議会」(18頁)の設置を訴えるものであることが分かる。端的に言えば、一九四九年の組合解散以前に露店商集団のリーダー層が有していた露店出店者を統御する力を幾分かでも回復し得る体制の構築を市当局に対し「申請」することがこの史料の作成目的ということになろう。

以上のようにこの「申請書」は、直接的には、戦前以来の露店商集団のリーダー層が、戦後の東京都や警視庁の露店商政策に如何に反応したのかを示す史料である。その一方で野紙十四枚に及ぶこの「申請書」には、多くの誤字や議論の錯綜を含みつつも、全体を通して、戦前から戦時期、さらに敗戦直後の闇市をめぐる状況など、露店商集団を

めぐる歴史的な変化とそれに關する露店商自身の認識が率直に記述されている。その一端については前稿^[13]でやや詳しく述べたのでご参考願いたいが、改めて筆者の観点から注目される点を幾つか指摘しておきたい。

第一は、東京都心と八王子市の露店をめぐる状況の相異に關する認識である。この相異は、「露店のスケール。構成をなす方策も其の分子の社会観。又は生馬の目を抜くといふ程手取り早い感の鋭さを持つてゐる人柄等」(10頁)、(11頁)や、露店街の規模や人出、また「親分」の在り方にも及ぶとされる。この認識は、上記の相異にもかかわらず、東京都心の露店商を基準とした一律の取締りがなされることに対する不満へと接続してゆく。

第二は、以上の露店商取締りとも深く関わる当局者の露店商認識に対する不満と、それに対置される露店商自身の自己認識である。この点については、敗戦後の露店商の構成が「素人」が大半を占める形に変容しているにもかかわらず、「其れを深く解明もされず全般の露店業者を惡の的屋的に見て併も都心の一部の本格的惡徳商人から割り出されたる資料に於て出される指令」(12頁)が適用される不当性が批判される一方で、これに対置する形で「八王子の我々露店業者は解散後親睦団体たる機能だけ持てない」という同時代の八王子市の露店商をめぐる具体的な状況が示されるほか(12頁～13頁)、露店商組織とその「親分」の役割(14頁～17頁)など、露店商自身の自己——自集団認識が示されている。さらにこの点と関わって、暴力を行使する「悪性な親分」が戦後愚連隊と結びつき形成される過程(16頁)や「此の系統を昔から馬鹿と云」(17頁)うとう簡所なども、露店商自身が、自集団内部の変化や、集団内部の系統の差異を如何に認識しているかがうかがえ、興味深い。

第三は、以上に触れたような戦後の時代状況における露店商集団をめぐる変化やそれをふまえた彼ら自身の社会的位置の模索の中で、しばしば「封建」や「民主」という語彙が用いられている点である。たとえば「申請書」冒頭では、「特殊な社会業態と封建制の濃いものであると自他共に認めたが故に」(10頁)その一部でも革新すべく露店商組

織を運用してきた、という記述がみられる。また、露店商集団における親分子分關係について、「封建的と成見る事でせう」（17頁）とする記述もみられ、戦後の時代状況、特に当該期の日本社会の課題を「封建」性の克服と捉える社会認識が浸透する状況の中で、自集団が「封建」的と評価される」とを露店商自身が意識し、いわば再帰的に行動していることがうかがえる。さらに上記の「封建」性の克服と対になる形で用いられる「民主」という言葉について、取締りをおこなう行政の「指導部が完全なる、民主化された人間が命令を出したか?」「此の理論が成り立つか疑問です」（12頁）や、「一警察官の意見と本庁のみの意見を中心となすばかりでは民主的でないと思います」（19頁）など、露店商に関する当局の対応がはたして「民主化」されているか、「民主的」か、を問うてある点は、当該期のいわば当為とされる「民主」という語彙を露店商自身が受容し、自らに適する形で運用する在り方を示しているといえ。また「私共数十年來の業者は民主化された事実は誠に有難く思ます、杜林其の民主化を又逆利用なしして組合も又親分支配も更に暴力団狩で仲間から五月蠅く云れる心配もないからと最近は夥しく他地から露店商者が繰り込んで参ります」（13頁）という記述は、当該期の「民主化」という言葉が、露店商をめぐる社会状況において如何に機能したかを具体的に示している。以上の点に鑑みれば、この「申請書」は、単に敗戦後の露店商集団に関する史料であるのみならず、「封建」性の克服、「民主」化という認識が社会のいわば基底部まで浸透する中で、こうした認識枠組みをふまえ、露店商が敗戦後の日本社会を如何に捉えたかを具体的に示す史料としても読むことができよう。

むすびにかえて

注

- (1) 橋本健二／初田香成編著「盛り場はヤミ市から生まれた」（青弓社、一〇一三年。同増補版、一〇一六年）、石榑督和「戦後東京と闇市—新宿・池袋・渋谷の形成と都市組織」（鹿島出版会、一〇一六年）、村上しほり「神戸・闇市からの復興—占領下にせめぎあう都市空間」（慶應義塾大学出版会、一〇一八年）等。
- (2) 同右橋本／初田書、石榑書のほか、厚香苗「テキヤ稼業のフォーカロア」（青弓社、一〇一一年）、初田香成「第二次世界大戦後闇市に見る危機と復興」（『歴史評論』八一八号、二〇一八年）等。
- (3) 前掲註1橋本／初田書第1章「東京の戦後復興とヤミ市」、前掲註2初田論文参照。
- (4) 抽稿「戦時戦後日本社会と露店商集団——自治体公文書に残された「申請書」を手がかりとして—」（笹川裕史編「現地資料が語る基層社会像—一〇世紀中葉・東アジアの戦争と戦後」（汲古書院、二〇一〇年）。
- (5) 抽著「近現代日本の都市形成と「デモクラシー」」（吉田書店、一〇一八年）第八章。
- (6) 小島鉄広「暴力の抹殺—八王子のもう一つの顔」（小島芸能プロダクション、一九八〇年）。
- (7) 前掲註5抽著、三二五頁、三二八頁参照。

- (8) 『八王子市史』上巻（八王子市、一九六三年）、七一一～七一二頁。
- (9) 前掲註6小島書、三六三～三六四頁。
- (10) 同右書、三六五頁。
- (11) 『八王子戦災と空襲の記録』総説編（八王子市教育委員会、一九八五年）付属の「消失区域外図」を参照。
- (12) 前掲註6小島書、三九八～三九九頁。
- (13) 前掲註4拙稿参照。

凡例

- 一本史料は、八王子市議会事務局で所蔵されている「昭和十六年～二十五年 請願書類」に含まれる「露店改組に伴う具体的申請書」のうち、情報公開請求で入手できた全文を翻刻したものである。人名等墨消しで非公開となつた部分は、そのまま表現した。
- 漢字の字体は、常用漢字のものについてはそれを用い、異体字は原則として用いなかつた。
- 改行や句読点については、原史料のまま表現した。
- 誤字と思われる点には、ママとルビで表記した。
- 本文中の一般的でなく理解しにくいと思われる固有名詞には、注を付した。
- 史料上に差別的表現や偏見と思われる個所が含まれているが、同時代の認識を示すものとしてそのまま表記した。

[表紙]

八王子市 市長 小林吉之助殿
露店改組に伴う具体的申請書

八王子市八幡街さかり場商業協同組合

八王子市露店商業組合

[本文]

私共八王子露店商人及びマーケット商人は、戦前戦後を通じて、昨年都一円の露商団体として一般と同様解散を受ける迄で、約式拾五年間八王子警察管内唯一の組合で有りました。勿論任意組合であります。役所も認めた団体であります。特殊な社会業態と、封建制の濃いもので有ると自他共に認めたが故に、其の一部たり共改新を時代付け逕行して参りました。

特に都心に先駆なし業者の民主的選挙を以て戦前からも行動なし来たのであります。

戦争動員の頃は特に激しく、数回も改組の指令を受け、其の度毎に前進は有りました。中にも封建制を主流となす、純然たる「的屋」形による仁義道の押付けをなす者と、時代感覚の元に行く仁義道形等此れも全部が一丸と成つて組合運営を致したのであります。

國の御都合主義と其の団体毎にねらう利用価値等、其の中から昔も今も私共には解し得ぬ行政の在り方に常に矛盾をもつたので有ります。それは同じ東京都でも銀座と八王子の大通りとは大衆が見て違ひます。三多摩の全部と東京市が違ふ様に、露店のスケール、構成をなす方策も其の分子の社会観、又は生馬の目を抜くといふ程手取り早い感の锐さを持つてゐる人柄等、其の差異を分析すれば解る、大衆も認る事であります。更に文化性から考へても都心より十里又二十里と離れ、ば離れる程施設も違つ事もそうである。学者でも官厅などの指導部あたりでも其の高底を知りませう、江戸っ子と田舎者、数年の間本府の指令に基けば、此れ等の差を考へて都心と八王子…例は都心を一号地、八王子を二号地とする如くに分類されたる指令がなされたであらうか、銀座通り、新宿通りの狭隘なる露店街の混雜から観た資料を中心を作られた都の方針であり、本府の命令であるからと、八王子の如き人通りも無い場所も露店取締りの枠内に入れる事は承服出来得ぬ所であります。

更に純朴である田舎の露店商が小さな土地の中で一年中の生活を得る為に、正直に営業をする、そして忠実に取締を尊守する、それも一様に取締の対象たる事がが多いのであります。元來の屋と云ふ言葉、其のものが何か悪と見る、先入観、直入感が多いのであって、先般も司法検事〇〇氏が、談として新聞に暴力団とは、第一に「博徒」第二「愚連隊」、第三「的屋」の三種類であると云つて取締りを発表した。此の発表で見ると的屋は、何如なる業態であるか書いてありませんでした。勿論露店業者全体を指すのであるか? 終戦後此等一連たる指導層の欠点的政治と社会機構は數限りない失業群を出し、併も終戦直後、我国有史以来の国民は皆亂に落ち、國家の所有の大切な機構及び勿論司法権も一時失はれた如き有様となつた。

希望をうしない失神的国民は、先づ食を求めた

家を求め、職を求めた、丸裸と成った人々に僅ながらに希望を与へたものは露店であった。此の僅ながらの品物を路傍に並べ生活された人々こそ、始めて救はれた喜びを持ち、恐る可き犯罪、思想防止をなしだ大きな役割をはたした、貴重な事実は決して見逃せぬと思います。世の安定と共に各々本来の姿に帰る者再起し得ず其のまゝ露店商として眞面目に生き抜いて来た者、戦前の如き的屋機構の中から見ると、昔から専問的人が

三〇%、七〇%は前述せる戦後よりの純然たる素人形です。

其れを深く解明もされず、全般の露店業者を悪的屋的に見て併も都心の一部の本格的の悪徳商人から割出したる、資料に於て出される指令に八王子の業者も田舎の業者も「ながいものに巻れろ式」に成るのでは同じ日本人である以上常に重大な関心を有するのであります、従つて此の永い間の強権支配はどんなにか精神的物質的に苦痛を感じたでありますか、行政取締が甲であらうと、乙であらうと、上司の命令絶対と信奉なす？ 末端の執行官達が指令を鵜呑となし、形の中に追込んで我々国民がどんな犠牲を拂つても、市がどんなに成つても、上司に誠実である事丈が正しい行政官でありますか、

勿論日本の行政の在り方が一元化ならざるもの其の指導部が完全なる、民主化された人間が命令を出したか？ 「此の理論が成り立つか疑問です」

其れを考れば矢張りまだ昔の形だと私共は信ずるので有ります、

懸る点から三多摩の状態と東京都心の在り方に大きな食違いが発見出来るのであります、八王子の我々露店業者は、解散後親睦団体たる機能だけ、併々しか持てない。八王子警察署の交通課にある台帳の如く露店組合の設立をなしてあります、更にさかり場、露店マーケット業者は公認、中小企業商業協同組合を設立運営なして居りましてボツタム宣言から統制団体除去政策の主旨通り⁽¹⁾今は強制執行権も親分支配もありません。従つて組合の機関に依る一切の地割指定地、祭典等の一切の出店に対する公式的な世話も連絡も致して居りません。それぐの露店業態の人々が指定地内外を問はず適当な出店日に警察に出店許可を出願するのであるが、果して八王子組合員にあらざる人々が何人申出た事であらう？

大通りの私有地を借用なしで出店する場合は警察兼官として取締は越権となる。数限りない交通巡査が八王子市致る処に乱立する業者の取締りも誠に骨が折れるし、又完全なる取締りも人情と社会相を思へば困難は當然⁽²⁾と申さねばなりません

御指定頂ひた所は、さかり場街でありますが、弱体資本の為時代感覚を持近代施設も物品の新流行も豊富なる商品の山も求められません、消費する御客の吸収力は全く無く成りました、大通の商店街が新興する人通りは多くなる立ち打^(マサニギ)は出来ないのは当然と思ひます、更に現下の金詰りの状勢下は小商工業者の転落は數多くの失業群が生れ、其れ等人々は生活の近道である露店商となり、八王子市丈でも非組合員を除て貳百名以上と思ひます、此れに都心三多摩各地の露店業者を加て、交通取締が紙一重にある道路すべくの場所に於て今年に成て特に多くの出店者を見のであります。

実例として三月頃の日曜日などは八市⁽²⁾全域で百五十軒内外の出店があり、最近など雲り日などは必ず多くの出店があります
此らを思ましてか○他地に指定地を与へてとの案もあるそうですが、勿論人通りの無い場所では、とても露店街は実行困難が予想されます

私共数十年來の業者は民主化された事実は誠に有難く思ます、然^{シテ}其の民主化を又逆利用なしで組合も又親分支配も更に暴力団狩で仲間から五月蠅^(アリ)く云れる心配もないからと最近は夥しく他地から露店業者が繰り込んで参ります此れ等業者の「いんちき」性の品物を市民は買はされてゐる又八王子へ毎日集る近在の人々も買わされてゐる地区的に責任を持ぬ人々であれば、後は野となれ山となれ式の商業あつて見れば、其の大きな信用の点はに対して八王子の露店業者の上に其のが附加されて行く事に成るのです

私共が忠実に指定地を守て商業なせば、人通りとにらみ合せて成立たず、かくの如き状態と現在の様子は無放任から

發する何の連絡もされないとしたら我々が生る上に重大なる関心を持つのも必然と存じます。複雑なる業態である故に形式や理論では割切れない心理を持ち、又権力支配も困難なものであると思考する次第であります、其の一例を挙れば昨年十夜会⁽³⁾に地割其の他の運営を警察がやると発表したのです（公安委員会で決定された事が）事実に直面したあの復讐と紛争を見た事で、旧露組幹部に依りて警察の手伝をする形式を取つた如くなれど大半の公式書類と細目収支まで完遂なした事は認知される事であると思います。

露店業者は昔より地割の問題で血を見る慘事を見る事あり特に大切な事と痛感させられます。

特に紛争をさける為に外来者の面倒を見る事もありますが、当然無報酬では出来ぬのです

昨年都一円が上司の命令で、巡查及び其の係官が出店者毎に曰く「誰か来ても又どんな理由でも一錢も出してはいけないし、又取りに来たら交番か警察に注進せよと」まったく此れなどは笑止の至りと申上げ度いのです

旧組合より解散後も便法上營業税、通路使用料の徴収致す嘱託を受けて居り公式なものである。

其は業態に明るく故ゆる世話役級が受持ち、販売の高底に依れり、日税を取り揚一括納金を致すのである。

又通路に付いても組合か業者代表が出席して使用料を割当て其の日毎に徴収是又一括納金をするのであります、事実に於て自治体運営の財源の一部であります、言渡して歩いた警察官の一部の給金にも振り込まれるのであります、事細目なる実態調査もなさず、犯罪的視野に於てかゝる言動を与へる事は明かに侮辱で有ります、常にチャナリズムと旧司法陣や民主化されない官僚群の宣伝宣敷しきを得たのか故ゆる、ボスの名称と共に觀念的にも悪と不正とを思ひ込ませたる如く言ひ渡された人達が味う感情はどんなふうであらうか、当然なる役目を果すのに、ボス的感覺を持れ、犯罪者の如く思われたとするなら誠に其の命令者は軽率なる事と大きな犠牲を強まる事であると信じます、前述せる如く東京の一部不純なる親分の搾取状況を資料とする指令を三多摩及び八王子も受け其れを検討もしないとしたならば佐様尤もな茶坊主式な執行官でしか有り得ないのであります。

從来取り上げた金は不文津⁽⁴⁾なものであったが、八王子の場合は、何如る徴収も組合の印証の元に行ひ理事に依つて徴収率を決定したのであります、世話人の労務弁償、神社仏閣の境内地代其の神仏に奉納金、各出店の使用する人家前の土地借用の謝礼、心付、突發事件又は其の他雜費を思ひ合せるとき一ヶ所の祭典及び市日に要す費用は大きく又常識から見ても、其の日の出店者が支払ふ義務が有ります、組合員は会費を納金なしして有ります為、此れ等の費用弁償は少いのは当然であり、旅業者は全額を支払ふ事になります、旅業者は浮草の様⁽⁵⁾うな者にて固定店舗⁽⁶⁾でないので其の費用を払はず立ち去つて仕舞ふ者もありましてそれは組合が責任を持つのであります。

剩金は組合基金としたのであります、當時から八王子露店組合を組立る大きな中心勢力であった、八王子の露店親分と称する者は、大松屋、江戸家、中山、今井、日光屋、枡屋、布袋屋、長谷川、小島等で故ゆる六十年前より十三家名⁽⁷⁾と申し此の人々は四十年前より組合運動行で露店一切の行事をなして來たのであります

前述せる様な一個人の収入を以つて生活なす者は在りません、又生活も出来ません、「カスリ」とか「寺錢」などを主体に生活出来ざる状況は、張り店などから考へまして祭典とか「ぼろ市」丈で平常の店などは無かつたからであります

そこで一般意見を徵し交際費を上程なした

無報酬で有った

昭和二十四年九月迄十五年間小島鉄広が組合長でありました、組合長は組合事務と対外的種々なる要件が多く其の上

官庁の寄附、其の他種々な寄附も多く求められる上に更に旅商人等が行路病者の如く成るとか色々面倒を見る等組合として旅同業者に対し責任を取る

又八王子の露店商人が地方に行つた時も勿論世話に成る事も有ります、各地の世話人とか組合長級が来王⁽⁵⁾する時は礼儀として持成す事は当然な事であります

更に復雜なる業態と心理を持つてゐる連中が多く店を張る時や地割を受ける時の其の人々の感情たるや一般では予想も付ぬ意地張りで一度間違ふ時は前述の如く不幸な事態を惹起する事は全国には相当数あります、此らの事も話合を付け円満なる営業と無事な祭典行事等行ふ念願から其の苦心と物の面にも費用は嵩む事もある、此れ等一切の対象に成るのが其の代表者であります

其らの代表者が多くの義理や問題を片付ける為に自弁にても出来るものでは絶対にありません 又、交際費は貳千円で有りますが、此れまた以上の金額にては賭りません、最近は其の交際費も出ぬ状態であります。都心の一個人で運営なしてゐる縄張を持てゐる純情形の親分連の苦痛は一人のものがあつたそうです

だが此の行方と反対の分子の有る事も銘記すべきで戦後愚連隊と云ふ副産物が、露店界に逃げ込み、逃げ込む先是一部の悪性な親分に吸収されたのが多いのである、其れ等の親分の素性は戦前から「金節」の入つた惡の典型的な者で商売の形すら知りません

彼等は終戦後の昏亂を我が世来るが如く暴力、横暴の限りを尽したのはすでに御存じの通りです

此の中に飛び込んで行つた愚連隊は虎の威をかる一番連中には安全地帯の感を呈して居つたのであります 独善支配をなすのに、カムフラーデーをして組合を造り、東京で解散前に見受けられた状況であつて不労所得の集団と成り露店界を毒したのが事実であります

すなはち新興親分が竹の子の如く台頭したのであります

苟くも何十年來の親分と云れる者は業者として共に働く常に範を示し指導的立場に在る為特に責任は強く、重く

悪玉觀念で見て裁く様うな親分業と云ふ者は滅多にゐません、又親分業的存在はないのであります

「はくち打」なら親分は公式ではないが、益⁽⁶⁾ぞに向つて打ち方に金を貸して、寺箱に其の何割かを入れて貰らう立派な芝居通りの親分業があります

私共の考へによつては露店の親分とは其の業界の便利屋であると信じます、従つて露店業者の先達でも有り商業指導者であります、無資本の人達に品物を与へて営業と場所の選定を指導する 其等の人々が恩義を謝し半年から一年の利益の分配を其の親分に渡す 此の時は品物は親分が補償なすのであります、人を集める方法、売る方策 品物と人と場所の選定等明細に申せば数限りが有りません故説明は困難であります

又露店の技術は永年の貴い経験からで此れが親分の身上であります、従つて大勢の人々が各親分の特異性を知つて入門して來るのであります、これが親分子分の結びと成ります「封建的と威見る事でせう」併し頼つて來た若い者の面倒を見る事は業務に付かせるこそ精神的にも物質的にも救ふ道であります、此の壳子即ち子分が、各地域に営業をなす者も多く成るので其の地域の代表者又は親分との交際が生じて來るので有ります

此の純然たる露店商なら文句は無いと思いますが、其の勢力を利用し又其の部下が低劣な行動と共に英雄的な考へ及び其ら思想を有する者達が英雄視する所から身体を張ると云つて一にも二にも暴力行動をなす 悪は悪を呼ぶ様うに新宿の某親分なども昔から悪質的で有名な殺人犯であり其の子分も狂人染みた若者も多く更に此の形の親分級の者が十名内外居りました、其が集団的行動によつて業者の上前「はい出し」掛け、更に営業も伝助的なものを行ひ最後に暴力行動で客から金を掠奪、恐喝する 此の系統を昔から馬鹿と云つて業者の恐怖の対象であります、かくる点か

ら都心と三多摩八王子の場合に於る人柄に就ても業界が解つて戴けると存じます
現在各地区共露店界の取締は異つて居ります

種々参考と成る事実も有ります

私共は決て不純なる物や権利も求めたく有りません

戰前の様な姿も求め度く有りません、

只無放任的な現在の指定地以外の露店出店をどうするか、外来業者の無責任なる業態とか無放任的出店に対しして我々は生る重大なる要素を持が故に御意見を申上げる次第で有ります
我々八王子市に住居する以上、愛市の精神は決つして人後に落ちぬつもりであります、故に健実なる八王子市露店業者の發展と市に寄与する事も發見出来ると信じます、大通り及び市全体の露店に対して外来及び組合員を対象となす、何如なる私有地でも露店と言ふ業者は一切の關係を此の機関に通して公式な方法の元にでなければ出店出来得ぬ様な施設が絶対に必要である、其には露店団体、警察署、市役所等三者から成る協議会を設置下さいまして此の中から組合の専門的性を大いに活用なし、其の上に指導的位置を当局が受持ち、十分なる監督して戴く「但」法的關係と犯罪的面のみ「民主的統一」を計らぬ限り、設計の見識上からも市の美觀の点に於ても此の機会に十分なる研究を願い度いのであります、

組合員等は「正直な者は馬鹿を見る」と最近盛んに声が挙つて参りました、それは外来業者曰ク「八王子は何處に連絡の必要もなく警察もうるさくないから」と勝手な事と申して押して来て日税も勿論払はず己々人通りの有る見抜の場所で堂々と商売し行く有様を見て組合員の不平は決つて見逃せぬ将来問題に思ひます
此の状況でありますので八幡さかり場指定地の凋落は目立て來たのであります、人通の無い場所で商売は成り立ちま

せん、犯罪方面の取締は大いにやつて戴き度いのです、我々の意見を徵して望めると致したなら、又関係官庁の面目も立つと致したなら・・・更に大通りの店舗を持つ商店の不平も解消される事に成ります
切に専門的の指導性を取り上げて戴き度いのです

新憲法に依て自治体の機能で決定される範囲で解決出来ると信じられて、必らず私有地と云へども露店の出店は關係機関の許可又は此れに適せる方策に依てでなければ成らぬと思ひます
八王子に生活する露店業者は凡非組合員を含めて約三百五十名内外と思ひます、大部分は妻子を持つ貧困業者の不安は益々高まり誠に生活のピンチに追込まれて居ります

我等の小林市長殿始め各公安委員殿の大衆性を基盤とされ賢明なる御協議を御願ひ申上度いのであります、

一警察官の意見と本庁のみの意見を中心となすばかりでは民主的でないと思ひます

我々業者は低級なる者と思うでせうが無視される事ばかりであれば、常に公儀であると我々に宣伝されたる警察官及び各役人は、反民主性の者である為で反省を与へていた、きたい

そして眞実の警察行政の在り方で御指導願たいのです、此の案件に対し重ねて協議会又は公聽会的の会合を御持ち下さるなれば、其の資料を提供致し忌憚なき御研究に添ふ心組であります

今秋八王子市に於て市議会議長会議が開催されると聞き多くの地方有志の御来王に対し健実な姿の八王子市を見せ度いと市民は願ふものです

市長殿、公安委員殿重て御願申し上げ御実行に移して戴く事を期待して止みません、

昭和二十五年六月 日

八王子市元横山町四ノ五

八王子露店商業組合

理事長 小島鉄広 (印)

副理事長 大村扇助

組合長 湯原新次郎 (印)

副組合長 秋和新太郎 (印)

八王子市八幡町三五
八王子市三崎町一三
八王子市中野町
八王子市明神町
八王子市元横山町
八王子市中野町
八王子市小宮町
八王子市明神町
八王子市中野町
八王子市八木町

以上役員

注

(1) 露店商組合解散指示と統制団体除去政策の関係については、一九四九年九月の解散指示に際しての報道における「都では昨年二月十六日付の総司令部覚書にもとづいて十一日、築地街商親睦会、銀座正和会をはじめとした都内九四の全露店商組合に解散指示書を出した」(朝日新聞)一九四九年七月二一日朝刊二ページ)、との記述が手掛かりとなる。右の記事が言及する一九四八年二月十六日付の総司令部覚書とは、同日付の連合國軍司令部発日本政府あて覚書「統制団体除去政策に就ての解釈及び実施に關する件」を指すと考えられる。「申請書」の作成者は、東京都等による露店商組合の解散指示が上記の覚書にもとづくことを認識しており、それ故に組合解散後の露店商の現状が「統制団体除去政策の主旨通り」であると述べていると考えられる。

(2) 八王子市の略称。

(3) 十夜会(お十夜)は、八王子市大横町に所在した大善寺で実施された祭礼。境内の参道脇に見世物小屋や露店などが多く出店して賑わったことが知られる(新八王子市史民俗調査報告書第5集 八王子市中央地域 旧八王子町の民俗)八王子市、二〇一六年、三六八~三六九頁)。

(4) 十三家名は、戦前以来八王子市に存在した露店商の「親分」の家名を指し、前出の小島鉄広【暴力の抹殺】によれば、大松屋、江戸屋、舛屋、日光屋、中山一家、白屋、茅屋、布袋屋、菊屋、三好屋、港屋、桐屋、白子屋の十三家とされる(二二六~二三九頁)。なお露店商の「親分」はその地域に一人という訳ではない。その存在形態については、前掲の資料紹介で参照した厚香苗「テキヤ稼業のフォークロア」が詳しい。

(5) 八王子市に来る」と。